

「化学物質のリスクアセスメント 訪問支援」を始めました！

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

＜労働安全衛生法の改正（第57条の3）＞（平成28年6月1日施行）

- 事業者責任による化学物質のリスクアセスメントが義務化されました。
（化学物質を取り扱うことによって起こる健康影響や爆発火災等の可能性を評価することです）

＜対象となる事業場・化学物質＞

- 化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象になります。
※ 施行日前から取り扱っている物質を同様の作業方法で取り扱う場合は努力義務
※ 厚生労働省パンフレット（www.chuokai-nara.or.jp/roudousaigaiwobousisurutame.pdf）
- 安全データシート（SDS）通知物質（640物質）が対象です。
※ 640物質公開サイト（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx）

＜当協会の訪問支援（有料）＞

- 当協会では、化学物質のリスクアセスメント（健康影響のリスク評価）に取り組もうとする事業者に対して、労働衛生コンサルタントを派遣して実施する下記の訪問支援を行っていますので、ぜひご利用願います。
※ 現在のところ、爆発火災等の危険性のリスク評価には対応していません。

事前調査のための支援

- リスクアセスメントの対象とする業務や化学物質の洗い出すための支援

リスクアセスメント 実施のための支援

- コントロール・バンディング（化学物質の有害性や使用状況等からリスクを推定する簡易的な手法）等によるリスクアセスメントを実施するための支援

改善のための支援 （必要に応じて実施）

- リスクアセスメント結果に基づくリスク低減対策の提案や従事者への周知のための支援

＜料金＞

項目	料金（税別）	備考
事前調査のための支援 リスクアセスメントの支援 改善のための支援	50,000円～ （各支援ごと）	所要時間に応じて決定 ※当協会と産業医契約を締結、または定期的に作業環境測定を実施している事業場は別途ご相談ください
測定による リスクアセスメント	（別途見積）	ばく露濃度測定等によりリスクアセスメントを実施する場合
交通費、宿泊費等	（実費相当）	当協会規程による

<問い合わせ方法>

- 下記の「化学物質のリスクアセスメント訪問支援」問い合わせ申込書を当協会産業保健部環境管理課宛てにFAXしてください。
後日、当方よりご連絡させていただきます。

F A X

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

産業保健部環境管理課 行 (FAX 011-862-5142)

「化学物質のリスクアセスメント訪問支援」問い合わせ申込み書

事業場名	
住所	〒
担当者名	
連絡先	電話番号
	FAX
労働者数	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 100人未満 <input type="checkbox"/> 300人未満 <input type="checkbox"/> 300人以上
化学物質取扱い業務の概要	<input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 印刷 <input type="checkbox"/> 接着 <input type="checkbox"/> 洗浄 <input type="checkbox"/> 混合 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> その他 ()
問い合わせ内容	

〒003-0024 札幌市白石区本郷通3丁目南2番13号

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

産業保健部環境管理課

直通電話 011-862-5635

FAX 011-862-5142